

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する 法律の見直し等を求める意見書

生まれながらにして心と体の性が一致しない「性同一性障害」については、平成9年5月に医学的疾患として診断と治療に関するガイドラインが定められ、平成10年10月16日、埼玉医科大学において、わが国で初めて公に性同一性障害の治療として性別適合手術が行われ、以降、次第に臨床活動が普及するようになりました。それとともに性同一性障害者は、次第に社会的に認知され、平成15年7月に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（いわゆる「特例法」）が成立し、平成16年7月から施行され、戸籍上の性別の変更は一応可能となったところです。

ところが、この「特例法」においては、性別変更の条件として、「性別適合手術」を済ませていることを前提としておきながら、性同一性障害の治療には、精神療法を除くと健康保険が適用されず、性別適合手術ができる医療機関も限られています。しかも、多額の費用がかかるため、診断が確定した者すべてが性別適合手術を受け、戸籍上の性別変更ができるわけではありません。しかしながら、診断が確定した当事者は、実生活において望みの性別で暮らすことができるものの、このような当事者の各種行政文書等での性別表記をもとのままで放置しておくことは、本人が社会生活を送る上で著しく困難をきたすこととなります。少なくとも将来導入が予定されている社会保障カードにおいて、顔写真付のものについては、運転免許証と同様性別記載を省略し、パスポートについても、国が日本国民が支障なく通行ができるように諸外国に求めた文書である以上、戸籍上の性別を変更していない当事者が、いたずらに本人確認等で困難をきたさないよう、パスポート上の性別表記についても柔軟に対応するなどの配慮が必要と考えます。

このため、性同一性障害に関する正しい国民の理解が広がり、すべての人が性差にとらわれることなく、適材適所で、そのもてる能力と個性が発揮できる社会が実現するよう、次の事項について実現を図っていただきますよう強く要望します。

記

1. 平成16年7月施行の現行法を全面的に見直し、性同一性障害の診断が確定し、手術を済ませていない当事者の性別表記についても、法による救済の道を開くこと。
2. 厚生労働省が将来導入を予定している、いわゆる「社会保障カード」における性別表記に関し、写真付のカードについては、運転免許証同様、性別表記をしないこと。
3. 障害者雇用支援月間において、性同一性障害者もその範疇に加え、性同一性障害者に対する就職差別をなくし、社会参画の道を開くこと。
4. 性同一性障害治療のすべての段階において、健康保険の適用を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年（2008）3月17日

出雲市議会